

川口市日中一時支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第3項に規定する事業として障害者若しくは障害児（以下「障害者等」という。）の日中活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする。

(事業の内容)

第2条 事業の内容は、日中において、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等必要な支援を行うものとする。

(事業者)

第3条 事業を実施する事業者は、別表第1に定める要件を満たし、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者
- (3) その他社会福祉事務所長が認めた者

(事業者登録)

第4条 事業を実施する事業者は、事前に市に登録するものとする。

2 事業者の登録をしようとする者は、川口市日中一時支援事業事業者登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、社会福祉事務所長に提出しなければならない。

- (1) 職員の有する資格等の記載のある職員名簿
- (2) 傷害保険加入証書の写し
- (3) 事業所の平面図
- (4) 前3号に掲げるもののほか、社会福祉事務所長が必要と認める書類

3 社会福祉事務所長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、登録の可否を決定し、川口市日中一時支援事業事業者登録決定・却下通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(対象者)

第5条 事業を利用することができる者は、法第4条第1項又は第2項に定める障害者であって、社会福祉事務所長が利用を適当と認めた者とする。この規定にかかわらず、介護保険法に定める給付又は他の給付により同等のサービスを利用できるときは、その給付を優先させる。ただし、第1条に定める目的が同項の給付により達成されないと見込まれる者は、この限りでない。

(利用者登録)

第6条 利用者登録をしようとする者（対象者本人若しくはその家族）は、川口市日中一時支援事業利用者登録申請書（様式第3号）を社会福祉事務所長に提出するものとする。

- 2 社会福祉事務所長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、利用の可否及び利用者に係る別表第2に掲げる単価区分、負担上限月額を決定し、川口市日中一時支援利用者登録決定・却下通知書（様式第4号）により当該申請をした者に通知するものとする。
- 3 社会福祉事務所長は、前項の規定により利用を決定した者（以下「登録利用者」という。）に対し、川口市日中一時支援事業利用者登録証（様式第5号。以下「登録証」という。）を交付するものとする。
- 4 前項の登録証の有効期限は、登録を受けた日の属する年度の3月31日とする。
- 5 登録利用者は、事業を利用しようとするときは、第4条第3項の規定により登録決定を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）に登録証を提示し、直接申し込まなければならない。

（利用の取消し）

第7条 社会福祉事務所長は、登録利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定による利用者登録の決定を取り消すことができる

- （1）事業の対象者でなくなったとき。
- （2）不正又は虚偽の申請により利用の決定を受けたとき。
- （3）前2号に掲げる場合のほか、利用することが適当でない認められるとき。

2 社会福祉事務所長は、前項の規定による取消しを行うときは、川口市日中一時支援事業利用者登録取消通知書（様式第6号）により登録利用者に通知するものとする。

（利用料）

第8条 登録利用者は、利用料として別表第3に掲げる利用区分及び単価区分に応じ、同表に定める金額の100分の10に相当する額を登録事業者に支払うものとする。ただし、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、生活介護と同日に利用する場合は別表第4に掲げる利用区分に応じるものとする。送迎費用に関しては共通とする。

2 前項の規定にかかわらず、法施行令第17条第1項第1号から第4号に規定する額を利用料の負担上限月額とする。

（他の制度との関係）

第9条 この事業を利用している時間は、ホームヘルプ等その他の障害福祉サービス等を利用できないものとする。

（登録事業者の遵守事項）

第10条 登録事業者は、登録利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、事業者ごとに従事者の勤務体制を定めておかななければならない。

2 登録事業者は、サービス提供時に事故が発生した場合は、市長及び登録利用者の家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 登録事業者は、その負担において、サービスの提供を受ける登録利用者に係る傷害保険に加入しなければならない。

- 4 登録事業者は、登録利用者に対し、その提供するサービスの内容及び料金、従事する職員の有する資格等及び経理状況を明示しなければならない。
- 5 登録事業者は、サービスを提供した際は、提供日、内容、その他必要な事項を記録し、利用者からサービスを提供したことについて確認を受けなければならない。
- 6 登録事業者は、従業者、会計及び登録利用者へのサービス提供記録に関する諸記録を整備し、サービス提供した日の属する年度の末日から5年間保管しなければならない。
- 7 登録事業者は、その事業の提供により知り得た個人の情報を第三者に漏らしてはならない。ただし、登録利用者又はその保護者の承諾があった場合は、この限りでない。

(登録利用者の遵守事項)

第11条 登録利用者は、登録証を他人に譲渡し、又は貸与するなど不正に使用してはならない。

(登録事業者の届出義務)

第12条 登録事業者は、当該登録に係る申請事項に変更が生じたとき又は事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに川口市日中一時支援事業者登録変更・中止・廃止届(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

- 2 社会福祉事務所長は、前項の規定による届出があったときは、その内容を審査し、変更・中止・廃止の可否を川口市日中一時支援事業事業者登録変更等決定・却下通知書(様式第8号)により申請者に通知するものとする。

(登録利用者の届出義務)

第13条 登録利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに川口市日中一時支援事業利用者登録変更・中止届(様式第9号)を社会福祉事務所長に提出しなければならない。

- (1) 登録利用者等の住所等の変更があったとき。
- (2) 登録利用者の心身の状況に著しい変化があったとき。
- (3) 利用を中止しようとするとき。

- 2 社会福祉事務所長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更・中止の可否を川口市日中一時支援事業利用者登録変更等決定・却下通知書(様式第10号)により申請者に通知し、変更決定をした者には登録証を交付するものとする。

- 3 登録利用者は、登録証をき損し、又は紛失したときは、直ちに川口市日中一時支援事業利用者登録証再交付申請書(様式第11号)を社会福祉事務所長に提出し、登録証の再交付を受けなければならない。

(費用の支弁)

第14条 社会福祉事務所長は、登録事業者が行う事業に対し、別に定めるところにより事業の実施に要する経費を支弁することができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、社会福祉事務所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

利用区分	単価区分			
	区分1	区分2	区分3	重心
面積	一人に対して3.3㎡以上			
職員数	利用者7名に対して1名以上の職員			利用者3名に対して1名以上の看護職員

別表第2（第6条関係）

単価区分	障害の程度
区分1	区分2及び区分3に該当しない程度
区分2	食事、排せつ、入浴及び移動のうち3つ以上の日常生活動作について一部介助を必要とする程度若しくは行動障害を有する程度又はこれらに準ずる程度
区分3	食事、排せつ、入浴及び移動のうち3つ以上の日常生活動作について全介助を必要とする程度若しくは著しい行動障害を有する程度又はこれらに準ずる程度
重心	区分3に該当し、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害者（児）が法に定める医療機関である指定事業所を利用する場合

別表第3（第8条関係）

利用区分	単価区分			
	区分1	区分2	区分3	重心
30分以上 4時間未満	1,250円	1,500円	2,000円	6,000円
4時間以上 8時間未満	2,500円	3,000円	4,000円	12,000円
8時間以上	3,750円	4,500円	6,000円	18,000円
送迎費用	片道500円			

別表第4（第8条関係）

利用区分	単価区分	
	区分1～3	重心
30分以上1時間未満	400円	1,500円
1時間以上2時間未満	800円	3,000円
2時間以上	1,200円	4,500円

令和元年12月27日決裁

川口市日中一時支援事業実施要綱第3条第3号に規定するその他社会福祉事務所長が認めた者

川口市日中一時支援事業実施要綱第3条第3号に規定するその他社会福祉事務所長が認めた者とは、看護職員等の資格者を配置し、医療的ケアの必要な障害者等に、日中一時支援事業のサービス提供適切に行うことができる次に掲げるものとする。

- 1 厚生労働大臣の指定を受けた病院若しくは診療所を開設している法人
- 2 健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者若しくは、健康保険法第89条第2項に規定する指定訪問看護事業者以外の訪問看護を行う事業者